

訪問型サービス（従前相当サービス）

1 サービスの意義

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものです。

このため、当該サービスは、指定訪問介護の「身体介護中心型」と「生活援助中心型」の区分を一本化したもの（※イ部分）と、1回当たりの単位数については、一本化した標準的なサービス以外にも、高齢者の選択肢の拡大の観点から、一部当該区分と同様の区分（※ロ（2）及び（3）部分）を設けています。

このことから、特に生活援助中心型の単位数を算定する際は、要支援者等のできることを阻害することのないよう留意してください。

2 サービス費

基本報酬は、月当たりの定額払い（※イ部分）又は利用1回ごとの出来高払い（※ロ部分）で算定してください。

【基本報酬】

イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	(1)週1回程度	1,176	単位	又は	(1)標準的なサービス	287	単位	+	加算・減算
	(2)週2回程度	2,349	単位			(2)生活援助が中心 20分～45分の生活援助	179	単位	
	(3)週2回を超える程度	3,727	単位			45分以上の生活援助	220	単位	
ロ 1 月当たりの回数を定める場合 (1回につき)	(3)短時間の身体介護中心 短時間の身体介護	163	単位	-					

高齢者目線にたったサービス内容に応じた内容の区分を設定

月当たり上限単位数3,727単位

3 月当たりの定額払いの算定に関する取扱

・あらかじめ、ケアマネジャー等による適切なアセスメントによって作成されたケアプラン等において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見を勘案して、標準的に想定される1週当たりのサービス提供頻度に基づきイ（1）から（3）の各区分を位置付けてください。

・1回当たりのサービス提供時間は、ケアプラン等で設定した生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量を指定相当訪問型サービス事業実施者が作成する訪問型サービス計画に位置付けてください。

・サービス提供時間や回数は、利用者の状態の変化、目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきもので、目標が達成された場合は新たな課題に対する目標を設定し、改善に努めてください。

・利用者の状態像の改善に伴い、当初の支給区分の想定より少ないサービス提供、又はその逆もあり得ますが、その場合でも月途中での支給区分の変更は不要です。
（日割が対象事由に当たる場合は、日割算定が可能です。）
この場合は、翌月の支給区分について、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分によるケアプラン等及び訪問型サービス計画を定めることになります。